

子どもの入院に付き添う家族への病院食の提供について

<背景>

国の動き

- 令和5年度に、こども家庭庁が「入院中のこどもへの家族等の付添いに関する病院実態調査」を実施
- 調査の結果、付添いをする家族の十分な休息が確保されていない等、食事や睡眠など生活面での課題が明らかになった。
- こども家庭庁は、令和7年度予算において付添い環境の改善に向けて新たな支援事業を実施

医療機関が行う以下の取組みの経費を補助

- ・子どもの付添いをする家族が休息できるスペース設置などの施設内の修繕
- ・子どもの付添いをする家族が利用できる簡易ベッド、寝具等の購入
- ・家族が付き添いできない場合に、家族とオンラインで話すためのタブレット端末等の購入

- また、令和6年度診療報酬改定では、小児入院医療管理料の算定要件として「食事や睡眠環境等の付き添う環境に配慮すること」が規定されている。

令和6年度診療報酬改定 Ⅲ-4-2 小児医療、周産期医療の充実-⑩

子どもの成長・発達及び希望により付き添う家族等に配慮した小児入院医療体制の確保

小児入院医療管理料における看護補助者の配置の評価

- 小児入院医療管理料に、夜間を含めて看護補助者を配置している場合の評価を新設する。

(新) 看護補助加算(1日につき) 151点

[算定要件]

小児入院医療管理料1、小児入院医療管理料2又は小児入院医療管理料3を算定している患者にについて、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。

[施設基準]

- (1) 看護補助者が30:1以上配置されていること。
- (2) 夜勤を行う看護補助者が75:1以上配置されていること。
- (3) 看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する体制が整備されていること。

(新) 看護補助体制充実加算(1日につき) 156点

[算定要件]※看護補助加算と同様

[施設基準]

- (1) 看護補助者が30:1以上配置されていること。
- (2) 夜勤を行う看護補助者が75:1以上配置されていること。
- (3) 看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する十分な体制が整備されていること。

付き添う環境への配慮

- 小児入院医療管理料において、小児の家族等が希望により付き添う場合は、当該家族等の食事や睡眠環境等の付き添う環境に配慮することを規定する。

県内保護者の意見 (R6.12.7 鷲頭副知事と医療的ケア児保護者との意見交換会)

- 入院中は付きっきりで子どもを見ていないといけないため、自分にかかる時間は1時間すらない。
- 病院は付き添い食事がないため、食事は電子レンジでチンして食べることが多い。

子どもの入院に付き添う家族に病院食を提供 (福井県立病院の取組み事例)

取組みの概要

- 入院付添い者に、常食(一般食)を提供(690円/食)
- 主食は、ご飯(200g) 朝食の飲み物は、牛乳(200ml)
- 入院時に希望を確認した上で、以下の7パターンから選んでもらう

- ① 朝食のみ ② 昼食のみ ③ 夕食のみ
- ④ 朝・昼のみ ⑤ 朝・夕のみ ⑥ 昼・夕のみ
- ⑦ 朝・昼・夕すべて



※朝食は前日17時、昼食は当日8時、夕食は当日13時までに看護師に申し出があればキャンセル可能

<付添食提供の流れ>

- (1) 入院時に付添食の希望の有無を看護師が確認(希望者は申込書に記入)
- (2) 看護師は、申込内容を栄養管理室に電話連絡
- (3) 栄養管理室は、電子カルテの部門別システムに申込内容を記載
- (4) 看護師は、付添食の提供内容(開始日時等)を入院患者の電子カルテに記録
- (5) 退院決定後、看護師は、食事終了日時を栄養管理室、病棟事務に電話連絡

取組みの背景・経緯

- これまで、コロナ禍を機に感染症患者の付き添いに限って病院食を提供
- 付き添う家族から、「なるべく子どものそばを離れたくない」、「付き添う自身のためにもしっかりと食事を摂りたい」との要望を受け、
令和7年3月から、感染症患者の付き添いに限らず病院食の提供を開始
令和7年6月からは、1日単位や1食単位など、希望に添った提供を開始

現状の利用状況

- 令和7年3月～6月末現在、約50人が利用
- 患者家族からは、「買いに行く手間がなくなり、とても助かる」、「温かいものが食べられてうれしい」などの声をいただいている。

課題など

- 希望者が予定より大きく増えた場合への対応
- 食物アレルギーには非対応